

項番	区分	質問	回答
1	申請全般	e-Filing で申請できる手続を教えてください。	国際登録出願を申請することができます。 以下の手続は、e-Filing で行うことはできませんのでご注意ください。 ・事後指定書（MM4） ・国際登録の名義人の変更の記録の請求書（MM5） ・国際登録の存続期間の更新の申請書（MM11）
2	申請全般	e-Filing で、国際登録後、各指定国官庁からの通知を受信することはできますか。また応答することはできますか。	WIPO Madrid e-Filing は、国際登録後の各指定国との通信に対応していません。 e-Filing は、国際登録出願の作成及び本国官庁への提出から、国際登録までに発生する手続（本国官庁からの不備の連絡及びその応答、WIPO からの欠陥通報及びその応答）を対象としたサービスとなります。
3	申請全般	e-Filing で出願した場合、出願日は e-Filing で申請が受け付けられた日ですか、それとも WIPO への手数料納付及び本国官庁への手数料納付が完了した日ですか。	e-Filing で出願した場合、出願日は e-Filing で申請が受け付けられた日（日本時間）となります。
4	申請全般	e-Filing により本国官庁（特許庁）に出願する場合と、書面にて出願する場合と、どちらのほうが多く早く国際登録になりますか。	特許庁では、本国認証の準備が整い、受付日の早い出願から処理しているため、一概に回答できません。また、出願の内容や不備の有無により個々の出願の処理の速さは異なります。e-Filing による手続は、本国官庁により連絡された不備への応答や、WIPO から発せられる欠陥通報への応答もオンラインで行うことができますので、書面手続に比べそれらにかかる時間が減少する可能性があります。
5	申請全般	e-Filing により本国官庁（特許庁）に出願した後、不備の修正を促す連絡を本国官庁より受領しました。書面で応答を作成し、郵送又は持参して応答することはできますか。	書面での応答はできません。 e-Filing により出願した場合は、本国官庁からの不備の連絡に対する申請人の応答も一律に e-Filing から行わなければなりません。

項番	区分	質問	回答
6	申請全般	e-Filing により本国官庁（特許庁）に出願した後、WIPO から欠陥通報を受領しました。書面で応答を作成し、郵送又は持参して応答することはできますか。	書面での応答はできません。 e-Filing により出願した場合は、WIPO から発せられた欠陥通報の応答も e-Filing から行わなければなりません。
7	本国官庁へ納付する手数料	e-Filing を利用する場合、本国官庁手数料 9,000 円を納付するために利用可能な支払方法を教えてください。	以下の方法により、本国官庁への手数料納付を行うことができます。 <u>1. 電子現金納付</u> 電子出願ソフトで納付番号を取得し、インターネットバンキング等で 9,000 円を納付（電子現金納付）。納付後に納付番号を記載した書面を Madrid e-Filing から添付ファイルとして届け出る（具体的な方法はマニュアルをご確認ください。）又は、納付番号を記載した手数料納付書を作成し、特許庁に持参又は郵送する。 <u>2. 特許印紙</u> 特許印紙を貼付した手数料納付書を作成し、特許庁に持参又は郵送する。 <u>3. 特許庁窓口における指定立替納付（クレジットカード納付）</u> 手数料納付書を作成し、特許庁に持参して、窓口で指定立替納付（クレジットカード納付）により納付する。 <u>4. 現金納付</u> 特許庁へ納付書の交付請求を行い、金融機関（日本銀行本店、支店、歳入代理店等）窓口を利用して納付する。納付済証を貼付した手数料納付書を作成し、特許庁に持参又は郵送する。 以下の方法は、利用できませんのでご注意ください。 ・ 予納（特許庁の予納台帳からの納付） ・ 口座振替 ・ 電子出願ソフトを利用した指定立替納付（クレジットカード納付）

項番	区分	質問	回答
8	本国官庁へ納付する手数料	e-Filing を利用する場合、WIPO に納付する手数料を支払う際に、本国官庁に納付する手数料もまとめてe-Filing から支払うことはできますか？	WIPO に納める手数料とまとめて本国官庁への手数料を支払うことはできません。本国官庁への手数料納付は、項番 7 の回答を参照してください。
9	本国官庁へ納付する手数料	特許庁に手数料納付書を持参して、窓口で指定立替納付（クレジットカード納付）により納付する場合に利用可能なクレジットカードの種類を教えてください。	以下のマークがついているクレジットカードは、窓口での指定立替納付（クレジットカード納付）が利用可能です。 VISA、MasterCard、JCB、American Express なお、利用方法等については、以下をご確認ください。 特許庁 HP：特許庁窓口におけるクレジットカード納付 https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/credit_madoguchi.html
10	WIPO へ納付する手数料	e-Filing から WIPO に納付する手数料をクレジットカードで納付する場合に利用可能なクレジットカードの種類を教えてください。	e-Filing では、以下のマークがついているクレジットカードが利用可能です。 なお、最新の情報については、WIPO にお問い合わせください。 American Express, Diners Club, Discover, Eurocard/Mastercard, JCB, VISA
11	WIPO へ納付する手数料	e-Filing から WIPO に納付する手数料をクレジットカードで納付する際にエラーが出ました。どうすれば良いですか。	利用可能なクレジットカードかどうかご確認いただき、WIPO にお問い合わせください。

項番	区分	質問	回答
12	WIPO へ納付する手数料	e-Filing から WIPO に納める手数料を WIPO の銀行口座への送金により納付する場合の方法を教えてください。	e-Filing での支払時に「Bank transfer」を選択した場合、出願後、出願の受領メールに加え、手数料情報が記載されたメールが WIPO より送付されます。メールを受領後、速やかに手数料を納付してください。なお、メールの送付先は出願時に指定したメールアドレスになります。（代理人情報を入力している場合は、代理人のメールアドレスに送付されます。）
13	WIPO へ納付する手数料	e-Filing から WIPO への手数料を納付する際に、WIPO の銀行口座への送金を選択しました。出願後に手数料情報が記載されたメールを WIPO より受領しましたが、いつまでに納付すれば良いですか。	WIPO の銀行口座への送金により WIPO への手数料を納付する場合は、メールを受領した後、速やかに納付手続を行ってください。なお、メールで受信した手数料情報について、不明点がある場合は WIPO にご確認ください。 WIPO への手数料と、本国官庁手数料 9,000 円の両方の納付が完了するまで、本国官庁は提出された国際登録出願の本国認証を行いません。 また、WIPO への手数料の納付が完了しない場合、Madrid e-Filing のシステム仕様上、本国官庁は、WIPO に出願を送付することができません。
14	基礎情報	e-Filing でインポートした基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録）は最新の情報ですか。	基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録情報）は、WIPO Global Brand Database（GBD）より取得されます。WIPO Global Brand Database（GBD）収録時の情報となりますので、最新であることは担保されていません。出願情報を作成する際は、インポートされた情報を必ず確認し、必要な情報を修正してください。
15	基礎情報	e-Filing から基礎情報のインポートができず、出願情報の作成ができません。	基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録情報）は、WIPO Global Brand Database（GBD）より取得されるため、GBD に情報が収録されている必要があります。GBD にデータが収録されていない場合には、e-Filing の利用ができないため、書面で出願してください。

項番	区分	質問	回答
16	基礎情報	WIPO Global Brand Database (GBD) に日本の商標登録出願、商標登録情報が収録される時期を教えてください。	日本国特許庁に出願された商標登録出願の情報が、初めて WIPO Global Brand Database (GBD) に登録されるまで、約 2 ヶ月程度を要しています。
17	基礎情報	日本では既に設定登録となっていますが、WIPO Global Brand Database (GBD) では、登録番号のデータが存在しません。出願番号からデータをインポートして e-Filing で出願できますか。	出願番号でデータをインポートして出願することができます。 WIPO Global Brand Database (GBD) に収録された情報は、最新であることは担保されませんので、インポートされた情報を必ず確認し、必要な情報を修正してください。 なお、e-Filing のシステム上、出願番号をインポートした場合、登録番号に修正することはできません。
18	基礎情報	日本では既に移転登録が記録されていますが、WIPO Global Brand Database (GBD) では、移転登録前の情報となっています。この場合、e-Filing を利用して出願することはできますか。	データをインポートしたあと、出願人情報を修正してください。 WIPO Global Brand Database (GBD) に収録された情報は、最新であることは担保されませんので、インポートされた情報を必ず確認し、必要な情報を修正してください。
19	メール	e-Filing で出願情報を作成する際、任意のメールアドレスを入力することはできますか（WIPO アカウントと異なるメールアドレスなど）。	入力することができます。 なお、代理人を選任する場合、出願人と代理人のメールアドレスは、異なるものを入力する必要がありますのでご注意ください。
20	メール	代理人が選任されている場合、e-Filing の代理人情報欄に入力されたメールアドレスに、各種通知が届くのでしょうか。	e-Filing で出願情報を作成する際、代理人情報が入力されている場合、各種通知は代理人に通知されます。

項番	区分	質問	回答
21	MM18	e-Filing で出願する場合、標章を使用する意思の宣言書（MM18）の作成方法を教えてください。	指定締約国選択画面で、アメリカ合衆国（United States of America）を選択すると、標章を使用する意思の宣言書（MM18）を作成する画面が追加されます。当該画面より必要な情報を入力してください。 操作方法の詳細は、マニュアルをご確認ください。 4.12 標章の使用意思の宣言情報の入力 Madrid e-Filing による出願手続 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/wipotouser/document/wipo_madrid_efiling/madrid_efiling_user_guide_jpo_20220606.pdf
22	MM18	e-Filing で出願する場合、出願人が複数いる場合には、標章を使用する意思の宣言書（MM18）を人数分作成することが必要ですか。	e-Filing で作成できる標章を使用する意思の宣言書（MM18）は、1 通のみです。 共同出願の場合には、全ての出願人を代表して、一人の出願人が署名し MM18 を作成して申請することができます。出願人人数分の MM18 を作成する必要はありません。
23	MM18	e-Filing で出願する場合、標章を使用する意思の宣言書（MM18）への署名は、直筆であることが必要ですか。また、書面にて作成した原本の添付が必要ですか。	署名はタイプ打ちで入力することができます。標章を使用する意思の宣言書（MM18）の作成画面ではタイプ打ちによる署名の入力のみ可能です。 書面原本の PDF の添付は必要ありません。
24	WIPO アカウント	WIPO アカウントを 1 つ作成し、複数人で共有して e-Filing を使用することができますか。	WIPO アカウントの利用規約をご確認ください。また、ご不明点がございましたら、WIPO にご確認をお願いいたします。 WIPO ユーザアカウント（WIPO Account）－ 利用規約 https://www.wipo.int/services/ja/terms.html

項番	区分	質問	回答
25	WIPO アカウント	複数の異なる WIPO アカウントで、e-Filing で出願した案件の情報を共有することができますか。	e-Filing にログイン後、Settings 画面より、アカウントに紐付く案件を他のユーザーに共有する設定を行うことが可能です。操作方法及び注意点は、以下マニュアルをご確認ください。 Madrid e-Filing による出願手続 3. Madrid e-Filing の設定 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/wipotouser/document/wipo_madrid_efiling/madrid_efiling_user_guide_jpo_20220606.pdf